

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成31年3月21日

千葉県選挙管理委員会委員長 長谷川 康博

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
大井知敏	松戸みらい21研究会	平成30年12月30日
菅野文男	菅野文男後援会	平成31年2月14日